

平成26年度

第45回埼玉県景観審議会

平成27年2月18日（水）

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午後 1時57分 開会

○（司会）沖本副課長 それでは、定刻より若干前ではございますが、すべての委員の先生方におそろいいただきましたので、始めさせていただきます。

最初に、資料の確認をお願いしたいと思います。

事前にお送りし、本日お持ちいただくようお願いした資料がございます。それが次第、配布資料一覧表、資料1の景観重要建造物の指定について諮問の資料、資料2の埼玉県景観計画の変更にかかる諮問の資料でございます。

また、併せまして、本日、出席者名簿と座席表、配布資料の一部差し替えがございます。これは埼玉県都市計画審議会の答申書を配布するための一覧表の差しかえでございます。

資料1の追加資料といたしまして、郵送では冊子「日事連」の関係するページを同封させていただいているかと思いますが、冊子そのものをお配りしてございます。

それから、資料2の追加資料といたしまして、埼玉県都市計画審議会の答申書をお配りさせていただきました。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから第45回埼玉県景観審議会を開会させていただきます。

本日は、委員の先生方13名のうち10名の先生方にご出席をいただいておりますので、この審議会規則によりまして、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。

また、本日は、議題1に関係いたします関係人といたしまして、景観重要建造物の指定についての提案をいただきました景観整備機構であります一般社団法人埼玉県建築士事務所協会の稲垣様、浅野様、市野様にご出席いただいております。

以上でございます。

それでは、規則によりまして、ここからの進行につきましては、会長であります深堀会長をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○深堀議長 はい、わかりました。

議事を進める前に、本日の議事録に署名いただく委員を指名します。柴田委員と山崎委員をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

今日は、傍聴希望者はいないと伺っております。そのまま進めたいと思います。まず議題が2つありまして、そのうちの1番目、景観重要建造物の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

○岡松主査 田園都市づくり課の岡松でございます。よろしくお願いいたします。

着席して説明させていただきます。

景観重要建造物の指定についてですが、まず景観重要建造物の制度についてご説明いたします。景観重要建造物の趣旨は、地域の景観上重要な建造物を地域の個性ある景観形成の核として維持、保全し、継承を図ることにあります。

指定の効果としては、管理面、税制面、PR面、3つ挙げられます。まず、管理面としては、重要建造物の修繕などの際に県の許可が必要になり、所有者に管理の義務が生じて、結果として適切に管理されていくことにあります。税制面としましては、制限を勘案して相続税を適正に評価することとされております。PR面ですが、指定後に表示プレートを設置いたしますが、この指定自体が地域にとってPRになるとされております。

それでは、今回の案件につきまして資料1を使ってご説明したいと思います。3件とも吾野宿における指定です。

まず、場所ですが、この資料1の3ページをお開きください。

位置図のとおり、吾野宿は飯能市の北部、西武秩父線の吾野駅に近い位置にあり、近くを国道299号が通っております。

この吾野宿は江戸時代から秩父往還道の馬継ぎ宿として栄えた宿場町で、町並みは今でも当時の面影が残っております。この位置図の下の写真が現地の状況でございます。

次に、9ページをお開きください。

上の写真が遠景で、国道側から望んだ写真でございます。下の写真が道路側からの町並みでございます。

参考資料として本日お配りした冊子の付箋の場所、40ページになりますが、お開きいただきください。

この40ページの左下の地図でございますが、国道299号と書いてある道路の1本下側の道を中心に吾野宿がございまして、本日お諮りします石田家、大河原家、高山家の位置が示されております。この中で「独楽の館」と書いてあるところが大河原家になります。

また、県ではこの吾野宿を歴史のみち景観モデル地区として平成23年度に位置づけまして、まち歩き等の啓発活動を行っております。こちら、カラー刷りの資料は、今年度の参加者の方にお配りしたリーフレットです。11月24日に「吾野宿の歴史ロマンを訪ねるまち歩き」として開催いたしました。

今回は、この吾野宿の景観を象徴する3件の建造物について、景観重要建造物に指定する

ことをお諮りするものです。

3件とも、景観整備機構である一般社団法人埼玉県建築士事務所協会が所有者の同意を得て、景観重要建造物の指定を県に提案したものでございます。

それでは、順番に説明をしていきたいと思っております。1件目の石田家からご説明いたします。

1ページをお開きください。よろしいでしょうか。

指定対象物件の名称は、吾野宿・石田家です。所在地は、飯能市大字坂石町分216番地です。建築年は大正初期で、外観の特徴は、杉板下見張りの外壁、縦長の上げ下げ窓、半円形の玄関欄間などの洋風の要素がある一方で、入母屋の日本瓦葺きの純和風の要素を持つ擬洋風建築と言われている形式であることです。

建造物の写真が、1枚めくっていただいた3ページの「6 写真」のところがございます。

この吾野宿・石田家は、古民家が続く吾野宿の町並みにあっては、ハイカラな外観がアクセントになって独特の雰囲気をつくり出しております。

続いて、もう一度1ページにお戻りください。関係法令についてご説明いたします。

景観重要建造物の指定の根拠ですが、景観法第19条がございます。また、景観法の第20条に、景観整備機構が指定の提案をすることが位置づけられてございます。

ここでいう指定の基準ですが、1ページ目の最下段の景観法施行規則に定められておりまして、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、良好な景観形成に重要なものであること、道路その他公共の場所から容易に望見されるものであることが定められてございます。

次のページ、2ページになりますが、埼玉県景観条例に指定等の手続を定めてございます。埼玉県景観条例第14条で、知事は、指定をする際には、あらかじめ、市町村の長及び景観審議会の意見を聴くものとしております。

市町村長は、埼玉県景観計画の第5、上から3つ目になりますが、これに基づいて考え方を示した上で推薦することとされております。

吾野宿・石田家については、これらの内容を満たすものと考えております。

これまでの経緯をまとめておりますが、12月11日の景観整備機構からの提案後、所有者への意見照会、飯能市長への意見照会を行っております。いずれも異存なし、進めていただきたいという回答でした。

それぞれの写しを添付してございまして、まず景観整備機構からの提案書が5ページから、一部写しの抜粋になりますが、綴っております。6ページに所有者の同意書。7ページに建

物の配置図があります。こちらですが、下側が道路になります。道路に近い建造物、この赤で着色した部分について今回指定を行うものでございます。

13ページに、12月29日に回答を頂いた所有者の意見書を載せております。異存はなく、これまで以上に大切にしながら維持向上を図りたいというお考えが示されております。

15ページの飯能市長の意見書に、推薦するという意向が述べられております。

今後ですが、本審議会に答申をいただいた後は、知事の決裁を受け、指定となります。他2件とあわせて、3月末には指定をしたいと考えております。

石田家については以上です。

続けて説明してよろしいでしょうか。

○深堀議長 3件あるということですのでけれども、説明と審議は合せてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○深堀議長 委員の皆さんも合意ということですので、一緒をお願いします。

○岡松主査 はい。では、続きまして、吾野宿・大河原家についてご説明いたします。

17ページをご覧ください。

対象物件は、吾野宿・大河原家、所在地は飯能市大字坂石町分213番地です。建築年は明治期で、外観の特徴は、平入り切妻で日本瓦葺きの屋根、けやき一枚板の門扉、雲形のひさし持ち送りなどが特徴の長屋門造りです。

建造物の写真については、19ページにございます。

27ページにも、提案書の写しに正面から撮った写真もございます。

この吾野宿・大河原家は、明治時代に武家屋敷の長屋門を移築して建てられ、古民家が長く吾野宿のまち並みで中心的な存在となっております。

17ページに戻りまして、関係法令については、石田家と同じものを掲載してございます。

吾野宿・大河原家についても、これらの内容を満たすものと考えております。

これまでの経緯を18ページにまとめてございます。石田家と同様に進めております。

図書の写しを添付してございまして、先ほどと同様に21ページから提案書、23ページに配置図を載せております。この図ですと、上側が道路になりますので、そこに近い長屋門の部分を指定するものでございます。

29ページが所有者の意見書で、指定に異存はなく、これまで以上に維持向上につなげたいというお考えが示されております。

31ページの飯能市長の意見書に、推薦するという意向が述べられております。

他2件と合せて、3月中の指定を目指しております。

大河原家については以上です。

最後に、吾野宿・高山家についてご説明いたします。

33ページをお開きください。

指定対象物件の名称ですが、吾野宿・高山家です。所在地は、飯能市大字坂石町分220番地です。建築年は江戸時代中期で、外観の特徴は、2階の軒高の低い「厨子（つし）造り」と呼ばれる形状の民家で、次の35ページに写真がございます。屋根が昭和初期にトタン葺きに変えられていますが、当時の特徴を今に伝えております。

建築物の写真は43ページにもございますので、併せてごらんください。

この吾野宿・高山家は、吾野宿の中でも最も古いと言われており、かつての宿場の面影を伝えております。

関係法令については、これまでの2件と同じものを載せております。

経緯についても、34ページに載せてございますが、他2件と同様に進めてまいりました。

この高山家についても、関係法令の内容を満たすものと考えております。

資料についてですが、37ページから提案書の抜粋を載せておまして、その中でも39ページをお開きください。

こちらも上側が道路でございまして、それに一番近い主屋部分について指定を図るものでございます。

45ページに所有者の意見書、指定に対して異存はない。指定されることによって、これまで以上に維持向上につなげていきたいと述べられております。

47ページの飯能市長の意見書に、推薦するという意向が述べられております。

この高山家についても、他2件と合せて3月中の指定を目指しております。

高山家については以上です。

以上で3件について説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○深堀議長 ありがとうございます。

3件の重要建造物の指定ということで、これから質疑に入りたいと思いますけれども、今日は景観整備機構の方に来ていただいておりますので、地域の景観を形成する意味のある重要建造物という点で、若干資料でわかりにくいところがあれば、景観整備機構の方々にご質問も可能ですので、よろしく申し上げます。

では、ご意見、ご質問をお願いいたします。

どうぞ。

○堀内委員 細かいことですが、2点質問させていただきます。

1つは、この長屋門が大河原家ですか。「独楽の館」は別の建造物ですか。

○沖本副課長 大河原家が独楽の館という看板をかけて皆様に披露している建物です。大河原さんのお宅が、その長屋門の奥になりますので、そのファサード部分を含む1棟を今回、景観重要建造物として指定するというございます。

○堀内委員 この「日事連」の冊子を見ますと、古民家「こくや」も大河原家とあります。どちらを指定するのでしょうか。

○沖本副課長 「こくや」も大河原家のございますけれども、別の大河原家です。

○堀内委員 そうですか。今回指定されているのは。

○沖本副課長 独楽の館の大河原家です。

○堀内委員 独楽の館の大河原家ですか。

○沖本副課長 はい。

○堀内委員 もう一方は指定されていないのですか。

○沖本副課長 指定はされていません。

○堀内委員 わかりました。それも同様に重要ということですね。その辺の経緯があれば教えてください。この3件に影響する話ではありませんが。それと、各オーナーさんが、将来、今まで以上に維持管理ということを書かれているのはすばらしいことだと思いますが、食事処もなく、観光化していないという現状が書かれていました。大河原家は、資料1の29ページに、オーナーさんが「歴史的建造物としての価値を活かしながら、喫茶など来訪者の休憩出来るスペースづくりにも取組みながら、保存活用して行きたいと考えています。」と書かれているのは、次の展開を予感させるようなコメントに感じられましたが、指定したからには、より市民の関心を引きつける財産として展開するような取組が景観整備機構として何かあるのかどうか、その2点をお尋ねしたいと思います。

○浅野氏 今の質問について私から回答させていただきたいと思います。

少し重複するかもしれませんが、大河原さんというお家が幾つかありまして、冊子に載っている「こくや」という大河原さん、これも出桁造りのとても特徴的な立派な建物で、本当は指定をしたい建物のございますけれども、今回、あえて長屋門の大河原家を提案させていただきました。そのほか石田家と高山家、いろいろなタイプがそこにあるとうことで、今

回は特徴的な3件を選ばせてもらって提案にこぎつけたという経緯がございます。

それと休憩スペースにつきましては、写真に載っております大河原さん、問屋さんをやっていたところで、屋号が問屋というふうに書いています。世界の独楽をしばらく展示していたものですから、「独楽の館」ということでしたが、今は撤去してしまっていて独楽がないものですから、「独楽の館」という名称は今回の申請からは除きました。

休憩スペースにつきましては、5、6年、このまちおこしを大河原さんなど地元の方と一緒に協力しながらやってきたのですが、その中で1軒も食べ物屋がないということで、なかなかそこに人溜まりを作っていくことが今のところ困難なところがありまして、今後、だんだん空き家もふえてくるし、そういう活用の一歩として大河原さんのところで、今、仮にお茶が飲めるコーナーをちょっと改修して設けました。まだ営業はしておりませんが、来た方にはお茶を出して、コーヒーの飲めるような状況まで進んでいますので、今後、たくさんの方がここに寄れるようなことができればと思っています。景観重要建造物として指定されたことによって、またいろいろな新聞報道等で紹介されると、いろいろなところからたくさんの方がここへ来てくれるのではないかという期待を込めて始めたところでございます。

○深堀議長 よろしいでしょうか。

○堀内委員 ありがとうございます。

○沖本副課長 日事連のパンフレットにございます独楽の館の⑨番の写真と、提案書でいただいております、27ページの写真を見比べていただくとおわかりいただけるかと思いますが、現在、一部、開口部を木目調の開口部にいたしまして、そこを開放して、来訪者にお休みいただけるスペースとして提供しているということでございます。

○市野氏 この理由は、前回、飯能の名栗の平沼さんという家の指定を提案させていただきました。そこは、外観は変えずに用途変更して、軽食ができるように変えたために、去年はその平沼さんの座敷を使ってケータリングでフランス料理をという企画を行うなど、人の呼べる施設になりつつあります。やはりこういうものを残した場合に、ただ残すのではなくて、使えるようなことを我々としては考えながら推薦していかなければいけないと考えて、景観の変わらない範囲で我々はお手伝いをしていこうと思っております。

以上です。

○深堀議長 ありがとうございます。

指定の方針としては、こういった管理の状況、今後の将来像みたいなことがあるわけですが、今、活用も含めていろいろとご説明があったと思います。また、他にもいくつか



非常に優れた物件があるということですが、その中でいろいろ特殊性というか、特徴を考えて選んで出しているというお話もございました。他に何かご質問等ございますか。

○柴田委員 柴田と申します。

高山家の写真を見て1点だけ気になるのですが、クーラーの室外機が写っています。今あるものは仕方がないと思うのですが、例えば他のところでも活用して人を呼ぶとなると、やはり冷房施設や照明なども必要になってくると思います。そういった場合の改造計画で、こういうふうに出ると、とてもよい景観とは思えないので、ご指導とかご配慮をしていただければと思います。これは要望というか、期待というか。それで食べるころなどできれば、ぜひ行ってみたいと思わせる建物だと思いますので、よろしくお願いします。

○深堀議長 今のご発言に何かお答えございますか。

○浅野氏 いろいろ提案はさせていただいておりますが、費用がかかることもありまして、一概にすぐに直らないというところがあります。今のようなお話がありましたということもお伝えしますが、すぐには難しいと思います。それと、その写真にもあります、実は今まだ白木の状態の木の戸が見えますけれども、ここは実はシャッターでした。それを指定に向けて、所有者も意識して、木の戸に直してくれたという経緯がございますので、少しずつそういう意識を持っていただいています。

○市野氏 特にこの高山家のところは、大分前向きに考えておられる方なので、先ほど指摘があったクーラーの問題なんかも、早速話をしてみたいと思います。

ただ、本当にお金のかかることですから、すぐということは難しいけれども、そういう意識を持ってもらえるのではと思います。

以上です。

○深堀議長 文化財という観点よりも、地域の重要な景観を構成する建造物ということですから、さっきの活用も含めて現状の生活の中でいろいろな要素があるということだと思いますが、そういったことについても、今後いろいろと所有者の方とご議論いただくというような話もございました。

現状について、こういう建造物の価値が非常にあるということ。そこは委員の方もお認めいただいた上で、今のような課題を指摘されたのだと思います。

ほかに何か。よろしくお願いします。

○柴原委員 11ページのところ、今、柴田委員がおっしゃったことと似ているのですが、11ページの写真の上を見ますと、衛星アンテナが2つ角についています。石田家さんですね。

既についているものに関しては、これからいろいろと指摘をなさっていくということですが、22ページの同意書のところに、所有者の方が外観修理ですとか建築の解体の際には担当行政に報告をしますと署名をなさっています。報告をしても、行政側の意向と違った場合は、法的な拘束力などはあるのでしょうか。それとも、あくまでも所有者の意思を尊重するということなのでしょうか。

○深堀議長 いかがですか。

○岡松主査 景観法の中で手続は定められてはおります。その中で、まず22条に、許可を受けなければ、増築、改築、外観を変更する修繕などはできないという規定がございます。

また、26条に、管理が適切でない場合の必要な措置を命じ勧告ができるという規定もございます。ただ、そういう制度がありますけれども、案件によって対応が変わってくるものだと考えています。たとえば、生活上やむを得ないものに対する判断と、明らかに指定の趣旨を損なう場合のケースとで対応は変わってくるものだと思いますので、法律としてはそういう仕組みがあるけれども、実際のケースでどういう判断をしていくかということだと考えております。

○深堀議長 そういった話がある場合には、必ず許可を申請するわけですよね。それに対して、どういう指導をするかということでは、判断の仕方があるということになりますか。

生活にとって、必要なものと認められるというお話が今ございましたけれども、その判断というのは、まずは現状の変更する場合には、知事の許可を得るとか、そういうのがありますよね。

○岡松主査 はい。

○深堀議長 その上でどういうふうに対応することになるのか。仕組み上まずどうなっているかということの確認が必要かと思えますけれども。

○岡松主査 手続として、旧平沼寛一郎邸であったのですが、変更許可申請書を知事あてに出していただいて、それに対して許可証という形で、現状変更については許可するという手続をとっております。

○深堀議長 全てだめということではなくて、するしないという判断があり得るということでもよろしいですね。

○岡松主査 そうです。

○深堀議長 ありがとうございます。よろしいですか。

○柴原委員 ありがとうございます。

○深堀議長 ほかにはいかがですか。はい、どうぞ。

○沼野委員 今回、3つの所有者の方から同意をいただいたということですが、積極的な同意をいただいたものなのか、消極的な同意をいただいたのかちょっとお伺いしたいです。

その背景は、このまち歩きのコースをこういう形で紹介いただくということは、まち興しだとか、それからこのような歴史のあるお宅が指定されているのですが、こういうことによって、大勢の方がお見えになると、プライバシーの問題に絡んでこないのか。そこで生活されておられますので、24時間いろいろな方が来られたりしたときに、個人のプライバシーが保護されるのかどうかという問題がありまして、積極的だったのか、消極的だったのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○浅野氏 実はその3人の方の立場によってみんな違いました。景観重要建造物という指定の範囲が、外から見たときに、この町並みにとても重要なんですよということを説明し理解を得たものです。今回の景観重要建造物指定というのは、そういう意味では柔らかいというか、その辺も融通がきくということで、理解を得たという経緯があります。

○市野氏 まさにそのとおりで、外からだけで結構ですからという説明をよくしまして、それだったら、ぜひうちもこういうふうに申請しましょうというふうにご理解をいただきました。その人に合わせた形で我々は説明しながら、その範囲で少しでもこういうものが増えていけばということを考えております。

○深堀議長 ありがとうございます。よろしいですか。

景観法のもともとの趣旨は、その地域の景観を形成するという意味で、建造物だけではなくて、周辺の塀だとか土地も含めて指定できるということにはなっているけれども、こういったものを地域で活用するときに、全てそういうものをオープンにして使わなければならないというのではなく、地域の現状に応じて、指定できるところからうまく指定して、景観として少しでも役立てるという今のご発言はそういうことだと思います。

ほかにいかがですか。

○菅原委員 私は、吾野のほうに何度も訪問させていただいておりまして、実際、事務所協会さんのほうのガイドをされたツアーにも参加させていただきました。こちらの3件は、まさに指定されるべき、指定に足る十分な価値を持っておられるかと思います。

その上でちょっとお伺いしたいのが、1つは、この3件、またほかのお宅も結構立派な蔵をお持ちのところも数多くあるかと思います。その中で今回は特に蔵のほうまでの指定はされていないということについて、もしご説明いただければというのが1つと、あと大河原家

のほうで指定が道路に面した部分、長屋門の部分になっておりますが、23ページの配置図を見ますと、南東部に当たる棟のほうも、2階に上がる時におのずと必然的に通る部分になるかと思えます。こちらを外しておられる理由につきまして、ご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○岡松主査 歴史のみち景観モデル地区に位置づけているという説明をしましたが、これは市ですとか地域の団体さんと一緒に啓発活動を取り組んでおるものですが、景観のまちづくりを頑張りましょうという取り組みでもあります。「歴史のみち」とありますように、街道や宿場町における取り組みでございます。ここについても、秩父往還という道路からの景観を守っていこうという取り組みなので、街道側から見える建造物について指定をして、街道からの景観を保全していきたいと考えております。

○市野氏 蔵についてお話しさせていただきます。

吾野地区の蔵は、見世蔵が1件もなく、すべて奥にあります。蔵を指定すると、中まで入ってもいいですよという話になっていきます。ちょっとそれは無理と考え、あえて外しております。

例えばこれが見世蔵でしたら、当然通りから見える蔵ですので、それも含めてということになると思えますけれども、3件とも蔵がありますが全く通りから見えない蔵ですので、今回は外させていただいています。

大河原邸については、今、浅野のほうから説明します。

○浅野氏 先ほど事務局からもお話があったとおり、基本的には町並みの景観をとということで、それより奥の部分は、実は生活のため手を入れたいと思っています。そのたびに許可をとるとなると、非常に大変になってしまうということもあって、町並みに面した部分に限って指定をさせていただきたいということです。

○深堀議長 よろしいでしょうか。

○菅原委員 はい。

○深堀議長 他にはいかがですか。

町並みの景観ということがありましたが、室外機等の問題が意見としてありましたが、この部分について、もう少し皆様のご意見を伺ってからどうするか考えたいと思いますが、いかがでしょうか。

公共施設と違って民間のものですから、ご説明あったようにいろいろな事情がある中で、価値のあるものをどう指定していくかということですが、生活にかかわる部分をこの審議会

でどういふふう位置づけるか、もう少しご意見いただけますでしょうか。

○堀内委員 今まで各委員から出た意見の流れとしては、もっと踏み込んだらどうかという趣旨が多かったように思います。それに対して景観整備機構さんは非常に慎重に進めて、初めの一步がとても大事だというお考えと私は理解しました。

だから、初めの一步でまず成果を上げて、非常に時間がかかるかもしれない。あとはここを名所にするというよりも、長い街道の中で、「点」の話ではないかと思います。だから、全体に無理がかかるということになりますと、余り盛りだくさんのメニューになると、さっぱり展開しなくなると思います。だから、最低限のものでたくさん指定したほうがいいというのは確かですね。もっと重点地区としてガイドラインみたいなものを制定するという方法もあります。

後者の場合は、オーナーさんの合意が一番大事です。やるとしたら自主協定に近い形で、公的なことでは、基本を担保して、あとはそういう室外機だとか色彩だとか、そういったことはオーナーさんが発案者に近い立場でもって自主協定を設け、それを技術的、制度的に景観整備機構さんがサポートするというような関係が良いと思います。今の点が、この吾野宿に関する一つの線として広がりが出てくると思います。それがモデルになってうまくいけば、他の似たような状況があれば展開していくと思います。何かそういう仕掛けかなと私は感じます。何か余り踏み込み過ぎると、そこでオーナーさんが、そんなにややこしいなら、もう嫌というような問題が起きてしまうと、先がなくなります。慎重に運ばれている様子を伺って、私は逆に安心した次第でございます。ちょっとコメントでございます。

○深堀議長 ありがとうございます。今の点について、他にはいかがですか。

○菅原委員 よく室外機については、目隠しをしている場合があるかと思しますので、そういった他地区の例ですね、ゼロか1かにするのではなくて、どういふ方法があるかというか、比較的小金がかからなくて済む方法、もしくは思い切ってやる方法など、少しそういった情報提供をして、どこまでご理解いただけるかというところで、少しずつお互いにどこまで手を入れていくかというのを協議いただければというふうには思います。

○深堀議長 ありがとうございます。

今の点については、他にご意見ございますか。

基本的には、景観整備機構の方との協力の中で、いろいろと今後対応できる部分がある。情報提供というお話がありましたが、景観整備機構から情報提供すべき事項であり、恐らく景観審議会として、この指定するに値する価値がどうのこうのという問題まで踏み込むとい

うことではないのかなという委員の発言だったのではないかというふうに私は感じております。もし違うということであればご指摘いただきたいのですが、いかがですか。

よろしいですか。

もう1点、最初に提案書のところで、事務局から抜粋というご説明がありましたが、他にどういう資料があったのかなとちょっと思いまして。

○岡松主査 提案では位置図と間取り図をいただいておりますが、本日の審議会資料としては、省略させていただいております。抜粋となったのは、その点でございます。

○深堀議長 ほかにご意見、ご質問ございますか。はい、お願いします。

○萩原委員 どこもそうですが、やはり電柱、電線の問題がありまして、これだけせつかく狭い地域に3件を指定された際に、電柱の地中化が進むとか、そういったことは期待できますか。これはやはり市のほうの財政とか電力会社の指定とか、そういう話になってしまうわけですか。

○岡松主査 市も含めて、今後どうしていくか、ということだと思います。今の時点でそういう話は聞いておりません。

○堀内委員 今の意見についてコメントしてよろしいでしょうか。

○深堀議長 はい。

○堀内委員 写真見て、まず私もそう感じたわけですがけれども、先ほどの長い時間軸の進め方として、多分、無電柱化の話は、次の次ぐらいのステップかなと思います。地元一体となって展開してきたという実績がある程度認められるようになったら、次の段階としてあり得ると思います。ただ、それを望むか望まないかは地元の対応次第で、そうするという事は、ある意味、言葉は悪いけれども、妻籠宿みたいな観光地と近い位置づけになるわけですし、そういうようなことを望むかどうかはオーナーさんが決めることです。家並みが残るということも、非常に大きな成果だと思います。だから、多分、次の次ぐらいのステップでそういう展開が起こるかどうか、それもやはり今の最初の働きかけがどういうふうに展開していくかということにかかっていると思いますので、私は期待を込めてちょっとそういうふうに理解しております。

○深堀議長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ほかにご意見ございますか。お願いします。

○柴原委員 長期的な観点に立った上での希望ですが、例えば9ページのところで、今、電柱の話が出ましたけれども、道路に引かれている白線ですとか路面標示がありますよね、何十

キロ制限とか、これが結構はがれてしまっているの、やはりこういうところまで気を配っていただけたらと思います。

この写真、9ページの下の写真を見る限り、自販機の色は何となく地味なので、そんなに目立たなくていいかなとは思いますが。

上のほうの写真に、真ん中のところに白い看板が屋根の上にあって、こちらのまち歩きという小さいパンフレットの右下の写真を見ると、どうもこれは日本郵便さんの屋上の大きな看板だと思いますが、こういうのも含めて、将来的にまち全体をどういうふうにしていくのかというのまで行政もいろいろとアドバイスして下さったらと思います。

以上です。

○深堀議長 ありがとうございます。

他にはいかがですか。はい、お願いします。

○岩松委員 これちょっと伺いたいのですが、この小さいパンフレットのようなものは、例えば駅とかに常時あるものなののでしょうか。新しく指定されたら、今年はこの建造物ですというように、皆さんにすぐわかるようなパンフレットとかリーフレットというのは配られているのですか。

○岡松主査 こちらは参加いただいた方に当日お配りしております。

概要やまち歩きのルートは、ホームページにも載せておまして、当日は定員がありますが、参加できなかった方も現地に行っていだけるような取り組みをしておりますが、駅には置いていない状況です。

吾野宿も含めて5地区指定しておまして、5地区についてこういった取り組みを行っております。

○(司会) 沖本副課長 それで、このパンフレットにつきましては、地元の方から、大河原家の所有者の方でございますけれども、この地域に全部配りたいのでございますということで、この吾野地区には相当部数を配布しております。

○浅野氏 補足ですが、地元では、これからおひなさまのイベントとかいろいろありますので、その案内が飯能駅前の観光案内所に置いてあったり、あとは先ほど独楽の館、その場所に置いてあったりと、いろいろPRはしております。

○深堀議長 ありがとうございます。

ほかに何かご発言は。

○深堀議長 わかりました。

ほかにはいかがですか。お願いします。

○山崎委員 こういった宣伝というのでしょうか、アピールしていく場を県の広報紙などありますが、そういったところにも掲載されていくのでしょうか。

○深堀議長 ご説明はありますか。重要建造物になった場合に、そういったものを県の広報紙等でPRがあるのか。

○岡松主査 ホームページで広報していきたいと考えております。既に指定したところはホームページに載せておまして、今回、この地区についてもそういう形で載せていきたいと思っております。

○山崎委員 ホームページというのは、ある一定の方だけで、一般の方の目にとまりにくいところですので、こういった活字で広報紙などに載せていただくといいのかなと思っております。

○市野氏 去年の平沼さんが指定になった後、市役所のロビーや市民センター等で、こういう建物がこういうふうな形で景観重要建造物になりましたというパネル展をやりました。それによってかなり地元の人たちに、こういうものがあることをわかっていただいたので、今回、もし指定されれば、同じようなことを地元ではやろうと思っております。

広報ということがすごく大事だと思いますので、地元ではそういうことをやっていこうというふうには考えております。

○深堀議長 よろしいですか。ありがとうございます。

○菅原委員 関連しまして、もちろん市の中でも大事だと思いますが、やはりここは非常にハイカーの方が多くて、都内、都心から来られる方とか、もちろん県内からも。やはり結構遠方から来られる方もいらっしゃると思います。そういう意味では、地域にとっても非常に一つの大きなきっかけになっていくと思いますので、ぜひ県レベルでの広報も、なるべく幅広く目にとまるような場を作るよう、検討していただければと思います。

○深堀議長 ありがとうございます。

○柴原委員 すみません、広報に関連してなんですけれども、難しい漢字には読み仮名を振っていただきたいと思います。せっかく読み始めても、難しい漢字に会ってしまうと、そこで読むのをやめちゃうという人も少なくないと思います。特にこれから若い方たちがこういうのに興味を持ってくださって、せっかく関心を抱いてくださったのに、何かわからないで終わらせてしまうと、啓蒙活動にもつながらないと思うので、ぜひご検討いただけたらと思います。お願いいたします。



○市野氏 啓蒙活動で、もし許していただけるなら、パネルを今回もつくるつもりです。だから、県庁のどこかでパネル展をやってもいいよということだったら、飯能から持ってきて展示することはやぶさかではございません。

○深堀議長 ぜひご検討いただければと思いますが、いかがですか。

○岡松主査 広報については、記者発表を当然予定しておりますが、いろいろな方法で県としても取り組んでまいりたいと思います。

○深堀議長 ありがとうございます。

そろそろ意見は大体出たということによろしいでしょうか。

ご提案のとおり、この吾野宿という秩父往還の重要な景観を構成するコアの部分の指定ということで多々ご説明がありました。意見としては、若干、町並みの景観、道路の景観ということで考えるのであれば、その表から見える室外機だとかそういったものに課題があるだろう、あるいはこれは民間からの提案ということも考えなければなりません、電線電柱、電力事業者とどうすべきか、そういう課題が多々あるというご指摘がありました。これは本来、指定の方針の中では、景観の将来像ということを具体的に本当は市のほうから出してきたというものが本来はあるとは思いますが、そういったことを今回、景観整備機構の方々に十分ご認識いただいて、そういった課題があるということはこの審議会の中で情報提供いただいたということで、これから将来に向けて段階的に取り組んでいく中でできることから進めていただきたいという、そういうメッセージだというふうにとらえました。ということで、今回提案になっているこの3件を指定するということについて、選ばれている建物、指定する物件ですね、そのものに関しては、特に異論はないということで判断してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○深堀議長 どうもありがとうございます。

では、そういうことでこの議題を終了させていただきます。

よろしいですか。事務局のほうもそういった形で。

そうしましたら、次が埼玉県景観計画の変更についてということで、また事務局から説明をお願いいたします。

○下主任 田園都市づくり課の下でございます。

恐縮ですが、座って説明させていただきます。

使います資料は、資料2というもの、カラー刷りの景観法に基づく行為の届出の概要とい

うリーフレット、あと本日追加で配付させていただきました資料2の追加資料というもの、こちらの3点を使って説明させていただきます。

まず、埼玉県景観計画、こちらには景観法に基づき計画区域とその区分、景観形成の方針、行為の制限内容などを定めております。

本議案は、杉戸町について計画区域における区分を変更するものでございます。

埼玉県景観条例の規定によりまして、景観計画を定めようとするときは、埼玉県景観審議会の意見を聴くものとする。また、変更する場合も、同様とするとされていることから、景観審議会のご意見をお聞きするものでございます。

では、資料2をご覧ください。変更案の概要でございます。

まず、変更の必要性について説明します。平成25年1月に杉戸町の「杉戸屏風深輪地区」が、圏央道のインターチェンジ周辺などにおいて県が重点的に産業基盤づくりを支援する、先導モデル地区に位置づけられまして、産業団地の整備に向けた都市計画等の手続が進められております。

今後、圏央道沿線の他の地域と同様に開発圧力が高まり、景観への影響が懸念されております。

そこで、資材置場などによる乱開発を抑止し、地域の景観に調和した建築物となるよう埼玉県景観計画における杉戸町の区域の区分を変更するものでございます。

本県における景観計画の区域ですが、こちらの地図の白い部分、ここは市が独自に景観行政を行っている景観行政団体で、さいたま市、川越市など、現在15市でございます。着色されているのが県の景観計画が対象としている区域でございます。水色が一般課題対応区域、青色とオレンジ色の市街化調整区域が特定課題対応区域です。赤で囲った部分が今回変更する杉戸町でございます。現在、水色の一般課題対応区域ですが、こちらを青色の特定課題対応区域に変更しようとするものでございます。この区域の変更に伴いまして、届出対象が拡大されることになります。

では、届出対象については、こちらのカラー刷りのリーフレットを使って説明させていただきます。

リーフレットを1枚めくっていただきまして、左上の届出対象行為の表をご覧ください。

区域が変更されることで届出対象が次のように変わります。

まず、建築物については、「高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの」から「建築面積が200㎡を超えるもの」に。工作物につきましては、「高さが15mを

超えるもの」から「高さが10mを超えるもの」に変更となり、現行よりも小規模なものも届出の対象となります。

物件の堆積につきましては、今まで届出が不要でしたが、「土地の面積が500㎡を超えるもの、又は堆積の高さが1.5mを超えるもの」が新たに届出対象となります。

なお、今回は、この届出対象の規模を変更するものでありまして、建築物等における色彩の規制内容については、従来の内容から変更はございません。

続きまして、変更のスケジュール案について説明をいたします。

資料2、9ページをご覧ください。

まず、8月に変更素案を作成いたしました。その素案につきまして、10月に杉戸町において住民説明会を開催いたしました。また、11月には、杉戸町に対して変更案に対する意見聴取を行いました。いずれについても意見はございませんでした。

2月に入りまして、昨日、2月17日に埼玉県都市計画審議会に諮問いたしました。これは景観法の規定によりまして、景観計画を定めようとするときは、都道府県都市計画審議会の意見を聞かなければならない。変更する場合も準用するとされていることによります。都市計画審議会からは、意見なしの答申をいただいております。

本日、追加資料として答申書の写しを配付させていただきました。資料2の追加資料です。

9ページのスケジュール案に戻っていただきまして、2月18日、本日、埼玉県景観審議会に答申をいただいた後は、3月を目標に知事決裁の上、決定を告示いたします。その後、6カ月程度の周知期間を設け、10月1日から施行する予定でございます。

なお、本日お諮りする変更案の内容につきましては、前回、第44回の景観審議会において説明させていただいた内容から修正はございません。

以上が埼玉県景観計画の変更についてです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○深堀議長 ありがとうございます。

杉戸町の調整区域に先導モデル区域ができて、開発圧力が高まるから少し厳しい区域にかえようということですが、ご質問、ご意見お願いいたします。

何かございますか。

私からちょっと簡単な質問で、変更の文案で新旧というところがありましたけれども、5ページ、特定課題対応区域に今回なるわけですが、イのほうで線が引いてありますよね、ここは余分な文章を削除したということでしょうか。

○下主任 ご指摘のとおりでございます。今回の変更併せてより良い表現に修正しようとする

るものでございます。

○深堀議長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○柴原委員 杉戸町がなぜ選ばれたのか、もう1回教えていただけますか。

○下主任 資料2の1ページの変更の必要性の部分に記載させていただいておりますが、「杉戸屏風深輪地区」が先導モデル地区に位置づけられたことによります。

○柴原委員 特徴的に何か風光明媚なところとか、そういう理由なのでしょうか。

○下主任 産業団地の整備に向けた先導モデル地区という位置づけがされているところです。

○深堀議長 もともと景観計画の趣旨からすると、今のご発言は、周囲がどういう景観ということもあると思うのですが、そのあたりはいかがですか。

○中山課長 先導モデル地区は企業誘致のための工業団地の地区ですが、現状では農地です。

その周辺には若干農地が残っておりまして、またさらに少し広がりをお考えますと、一般の住宅が広がっている地域です。

○深堀議長 よろしいですか。

○柴原委員 はい。

○深堀議長 他にはいかがですか。

それでは、ご意見ないようでしたら、これで判断したいと思えますけれども、これも景観計画の変更に関しては特にご異論はなかったということで、これでお認めしたいと思えます。どうもありがとうございました。

そうしましたら、意見なしということで審議会の判断ということです。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了ということになります。どうもありがとうございました。

では、事務局のほうからよろしくお願いします。

○（司会）沖本副課長 その他の事項としては特段にございません。本日は、深堀会長を始め、委員の皆様には貴重なご意見をちょうだいいたしまして、まことにありがとうございます。

本年度最後ということになると思えますので、田園都市づくり課長の中山より一言ごあいさつ申し上げます。

○中山課長 委員の皆様方におかれましては、熱心にご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。今回が今年度の最後の審議会となりますので、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げたいと思えます。

本年度は11月18日と本日の2回、景観審議会を開催させていただきました。審議をいただきました議題といたしましては、幸手市における屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定、それから本日は景観計画の変更、吾野宿における景観重要建造物3件につきましてご審議をいただいたところでございます。

また、報告事項ではありますけれども、公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスにつきましては、志木駅前の中央通り停車場線につきましてご意見をいただきました。

熱心にご審議をいただきました意見をもとに、それぞれの案の具体化に向けて進めてまいりたいと考えております。

重ねて委員の皆様にお礼を申し上げますとともに、今後とも本県の景観、屋外広告物行政にご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます、お礼と閉会のあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○（司会）沖本副課長 それでは、これもちまして、第45回埼玉県景観審議会を閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

午後 3時13分 閉会